

# 給食業務委託に係るプロポーザル説明書

この説明書は、茨城県立こども病院における給食業務委託に係るプロポーザル手続きについては、次の事項を熟知のうえ関係書類を提出するものとする。

## 1 業務内容

- (1) 業務名 給食業務委託
- (2) 業務場所 茨城県水戸市双葉台3丁目3番地の1 茨城県立こども病院
- (3) 委託期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）
- (4) 業務内容 別添「給食業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」による

## 2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加資格名簿の大分類24（その他）の小分類1（調理・給食）に登録されている者であること。  
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 過去5年間（平成30年10月1日から令和5年9月30日までの期間）に日本国内の小児専門病床100床以上の病院において、本業務と同程度の給食業務を受託運営した経験があること。
- (7) その他プロポーザル説明書及び仕様書に定める要件を満たす者であること。

## 3 提案を求める内容

必ず、プロポーザル説明書及び仕様書の内容を踏まえたうえで、(1)から(10)に基づく提案を行うこと。

- (1) 会社概要
  - ア 経済状況（財務内容の健全性、安定性、信用力等）
  - イ 業務実績（契約相手、施設規模、契約方法等）
- (2) 人員配置体制
  - ア 業務実施に必要な人員確保
  - イ 給食業務に係る有資格者・実務経験者の配置の工夫
- (3) 業務運営
  - ア 現場管理体制（担当、連絡調整、支援体制）
  - イ 業務遂行上の工夫（業務手順、患者・病院視点での工夫、費用対効果等）
  - ウ 臨時的（時間外・救急患者）な対応
  - エ BCP（震災、食中毒、感染症等）の策定

- オ 業務量変動（給食数の減少、新たな業務追加等）への対応
- (4) 人材育成（調理技術向上のための研修等）
- (5) 安全・衛生管理体制
  - ア 安全面・衛生面に対する施策及び周知体制
  - イ 厨房等の清潔保持
- (6) 精度管理（自己監査制度等）
- (7) 食材の確保
  - ア 安定供給するための体制
  - イ 茨城県産の使用
- (8) 提案内容
  - ア 患者の視点に立った提案
  - イ 病院の状況にあった提案
- (9) 費用
  - ア 材料費（1食当たりの単価，材料費総計）
  - イ 管理費（人件費，諸経費等）
- (10) その他
  - ア 上記以外の優位性

#### 4 提案に対する条件等

- (1) 上記3 提案を求める内容(9)費用は，下記の予定食数及び経費負担に基づき，献立表例及び業務分担表を参考とし，「ア材料費」と「イ管理費」を記載（消費税抜き）すること。
  - ア 材料費（※ 食数は予定食数を使用する）
 

患者食及びミルクについて，それぞれの1食当たりの単価を記載し，予定食数を乗じて年間の材料費総額がわかるよう記載すること。
  - イ 管理費
 

人件費，諸手当（賞与を含む），法定福利費，諸経費等の積算人数，費用明細等がわかるよう記載し，管理費の月額と年額がわかるよう記載すること。

#### ○ 予定食数

食数見込表

（単位：食）

区 分	予定食数
患者食（常食・粥食（流動食を含む）・治療食・離乳食・検食）	36,000
ミルク（普通乳・未熟児乳・治療乳）	32,000
合 計	68,000

- (注) 1 上記の予定食数は，令和6年度から令和8年度までの単年度あたりの予定食数（保存食を除く。）
- 2 患者食には1日2回おやつを付加すること。（おやつは食数にはカウントしない）
- 3 ミルクは実際の調乳・調整本数には依らず，1日3食で計算する。（実際は医師の指示本数に従い調乳・調整すること。）

○ 経費負担

(受託者負担)

- (1) 食材料費
- (2) 受託者の従業員に係わる一切の給与費
- (3) 給食並びに給食作業に要する消耗品費（洗剤、薬剤、マスク、手袋、布きん、たわし等）、厨房内清掃費
- (4) 受託者の従業員の被服、検便、健康診断、予防接種等に係わる経費
- (5) 事務用品一式
- (6) その他、仕様書に定める病院負担以外の一切の経費

<参考>

令和2年9月～令和5年8月 食数実績 (単位：食)

区 分	食数実績
患者食（常食・粥食（流動食を含む）・治療食・離乳食・検食）	35,744
ミルク（普通乳・未熟児乳・治療乳）	31,140 (本数：116,887)
合 計	66,884

施設の概要

- ・病床数 許可病床 115床
- ・患者数（令和4年度延数） 入院 32,850人 外来 44,884人
- ・病棟編成  
NICU 18床（新生児）  
GCU 18床（ ）  
2A病棟 32床（骨髄移植センター，小児科・小児外科混合）  
2B病棟 35床（小児科・小児外科混合）  
ICU 6床  
HCU 6床

- (2) 当該業務にかかる厨房等を見学したい場合には、当院栄養科職員と日程等を調整したうえで見学すること。  
(連絡先 029-254-1151 内線182 加藤まで)
- (3) 仕様書については当該業務のプロポーザル実施のために仮に設定したものであるため、仕様書の内容を変更して提案してもよい。ただし、変更点及びその理由を提案書に記載すること。

5 業務委託者の決定方法

業務委託者の決定は、2の参加資格が確認された者から提出された企画提案書に基づき、給食業務委託に係る審査会（以下「委員会」という。）の審査結果を踏まえ、病院長が決定する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加資格確認申請書
- イ 茨城県の物品調達等競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- ウ 会社概要書

- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことを証する書類（誓約書）
- オ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定するものでないことを証する書類（誓約書）
- カ 過去5年間の日本国内の小児専門病床100床以上の病院での給食業務受託運営実績
- キ 企画提案書（添付資料を含む）

(2) 提出部数

- ア～カ 1部
- キ 15部

(3) 提出期限

- ア～カ 令和5年10月27日（金）まで
- キ 令和5年11月10日（金）まで

ただし茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号。以下「休日」という。）に定める休日を除く。

受付時間は、午前9時から午後5時まで。

郵送の場合は、提出期限までの消印のものを有効とする。

(4) 提出方法

提出先に持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）すること。

(5) 提出先

〒311-4145 茨城県水戸市双葉台3丁目3番地の1  
茨城県立こども病院 事務局総務課  
TEL：029-254-1151 FAX：029-254-2382  
電子メール：k-ootaka@ibaraki-kodomo.com

(6) 参加資格確認の通知

参加資格確認通知書はキ企画提案書の提出期限である10月27日（金）以降に郵送する。

(7) プレゼンテーションの実施

プロポーザル参加資格確認通知書において資格有りと認められた者（以下「有資格者」という。）は以下の日程（予定）でプレゼンテーションを行う。

（予定）令和5年11月17日（金）午後1時00分から

なお、有資格者が多数の場合は、事前に書類審査を実施する場合がある。

(8) 結果の通知

令和5年11月30日（木）（予定）までに文書で通知する。

## 7 業務に係る条件等

(1) 契約期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）とする。ただし、茨城県病院事業管理者と社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団<sup>財団</sup>済生会支部茨城県済生会支部長とで締結する茨城県立こども病院の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき毎年度締結する茨城県立こども病院の指定管理料に関する年度協定書において、この契約に係る予算額について減額又は削除される見込みとなった場合、または、基本協定書が更新されなかった場合は、契約を変更又は解除することがある。

- (2) プロポーザル説明書に定める給食業務を受託するにあたっては、別に定める職員等給食業務（職員等給食業務委託仕様書参照）についてもあわせて受託すること。

また、企画提案書の提出とあわせて、職員等給食業務単価見積書（職員等給食業務委託仕様書添付様式）を提出すること。

- (3) その他  
仕様書の内容を熟知したうえで提案すること。

## 8 質疑受付・回答

- (1) 質疑の提出方法

企画提案書を提出しようとするものが、書面をもって質問することとし、6(5)に提出するものとする。  
(電子メール又はファックス可)

- (2) 質疑受付期間

令和5年10月13日から令和5年10月27日までの午前9時から午後5時まで。ただし、休日を除く。

- (3) 回答方法

令和5年11月6日（予定）までに書面をもって回答する。

## 9 その他

- (1) 書類作成において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出等に関する経費は、企画提案者の負担とする。
- (3) 公告及び本説明書に示した参加資格のない者の提出した企画提案書、企画提案者に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画提案書、又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とする。
- (4) 企画提案書の提案内容に基づき選考するが、提案内容をそのまま採用するとは限らない。
- (5) 企画提案において知り得た茨城県立こども病院の業務等の内容については、守秘義務を課す。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 提出された書類は、提出者に無断で使用しない。
- (8) 公募申込書に記載された担当職員は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。

(様式第1号)

## プロポーザル参加資格確認申請書

令和 年 月 日

茨城県立こども病院長 殿

所在地  
法人名  
代表者氏名

印

令和 年 月 日付で公告のあった下記の事業に係る公募型プロポーザルに参加したので、プロポーザルに参加する資格等の確認について、確認資料を添えて申請します。  
なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 公告した事業 給食業務委託
- 2 添付書類
  - (1) 茨城県の物品調達等競争入札参加資格審査結果表の写し
  - (2) 会社概要書
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことを証する書類（誓約書）
  - (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定するものでないことを証する書類（誓約書）
  - (5) 過去5年間の日本国内の小児専門病床100床以上の病院での給食業務受託運営実績
  - (6) 企画提案書（添付資料を含む）

(様式第1号の1)

## 会社概要書

企画提案者名（ふりがな）	
所在地 〒           —	
TEL	
FAX	
営業所 〒           —	
TEL	
FAX	
主な事業経歴（概要（資本金，従業員数），沿革，主な取引先，主な事業実績など）	
本事業担当者 所 属	氏 名
TEL	FAX
携帯電話	
資格要件の適合証明	
1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定，及び第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けておりません。	
2 地方公共団体等による指名停止処分を受けておりません。	
3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てはしておりません。	
4 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定するものではありません。	
5 企画提案書は，当該事業に係るプロポーザル説明書及び仕様書の内容と相違ありません。	

# 誓 約 書

令和 年 月 日

茨城県立こども病院長 殿

所 在 地  
法 人 名  
代表者氏名

㊞

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことを誓約いたします。

# 誓 約 書

令和 年 月 日

茨城県立こども病院長 殿

所在地  
法人名  
代表者氏名

⑩

茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第7条の規定により、下記事項について誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、県の事務事業に関する各種申込資格等の確認のため、貴県が茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

## 記

- 1 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

はい・いいえ  
(いずれかを○で囲む)

- 2 次のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
- (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

はい・いいえ  
(いずれかを○で囲む)

- 3 暴力団員又は2の(1)から(6)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。

はい・いいえ  
(いずれかを○で囲む)

- 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）より抜粋  
（公共工事等に係る措置）

第7条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）より抜粋  
（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

- (6) 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

小児専門病床100床以上の病院での給食業務受託運営実績  
(過去5年間)

1	病 院 名 所 在 地 許 可 病 床 数	
2	病 院 名 所 在 地 許 可 病 床 数	
5	病 院 名 所 在 地 許 可 病 床 数	
4	病 院 名 所 在 地 許 可 病 床 数	
5	病 院 名 所 在 地 許 可 病 床 数	
6	病 院 名 所 在 地 許 可 病 床 数	
7	病 院 名 所 在 地 許 可 病 床 数	
8	病 院 名 所 在 地 許 可 病 床 数	
9	病 院 名 所 在 地 許 可 病 床 数	
10	病 院 名 所 在 地 許 可 病 床 数	